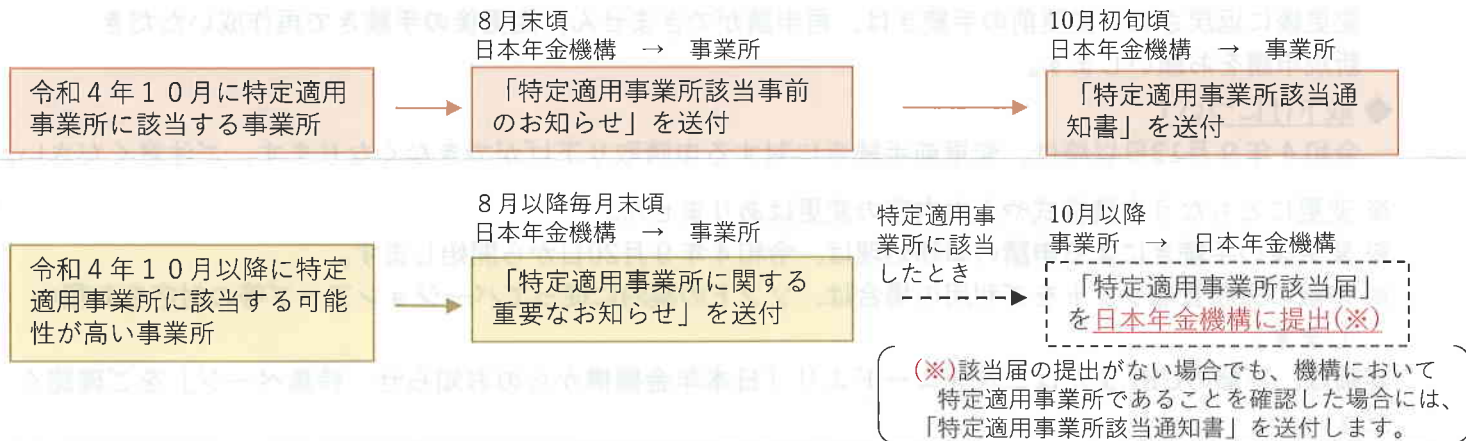


日本年金機構からのお知らせ

お知らせ 適用拡大の対象事業所へのお知らせ等の送付

令和4年10月1日に短時間労働者の適用拡大にかかる法律が施行されます。具体的には、特定適用事業所の規模要件が、これまで被保険者500人超の事業所であったところ、令和4年10月以降は被保険者100人超の事業所に拡大されます。

この適用拡大の対象事業所に該当する、または該当する可能性が高い事業所に、次のとおりお知らせ等を送付します。



特定適用事業所に該当した場合で、健康保険・厚生年金保険の適用（以下「適用」という）を受ける短時間労働者（※）がいる場合には、「被保険者資格取得届」の提出が必要となります。

(※)

適用対象の短時間労働者

全ての条件に

該当する方

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

適用対象の短時間労働者がいる事業所においては、対象となる短時間労働者への制度の周知とあわせて、マイナンバー（または基礎年金番号）の確認や扶養家族の有無の確認など、「被保険者資格取得届」等の提出準備を進めてください。

特定適用事業所の規模要件や適用対象となる短時間労働者の条件など詳細は、裏面のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

お知らせ 短時間労働者の1年以上継続使用要件の廃止

令和4年10月より、短時間労働者の適用要件のうち「1年以上継続使用要件（※）」が廃止され、一般の被保険者と同様に「2カ月要件（※）」が適用要件とされます。

現在「1年以上継続使用要件」を満たさないことのみにより適用となっていない従業員のうち、「2カ月以内で定められた最初の雇用契約の期間を超えて雇用される見込みのある」従業員は、令和4年10月に健康保険・厚生年金保険の被保険者に該当します。対象となる従業員がいる場合には、「被保険者資格取得届」の提出が必要となります。

※ 「1年以上継続使用要件」「2カ月要件」については、裏面のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

令和4年9月15日にe-Govを利用した電子申請について切替作業を行います。これにともない手続情報の変更を行いますので、変更後は以下の点にご留意いただきますようお願いします。

◆ 手続ブックマークについて

e-Gov上で変更対象の手続きを手続ブックマークに登録している場合は、登録している手続きからは申請書入力ができなくなります。手続検索から申請書入力可能な手続きを再度ブックマークいただくようお願いします。

◆ 一時保存している申請案件について

e-Gov上に変更対象の手続きを一時保存して中断した申請案件、申請データ保存を行ったZIPファイルは、手続情報変更日以降に入力を再開して申請することができません。保存中の手続きは変更前までに申請いただくか、変更後に再作成いただき申請をお願いします。

◆ 返戻再申請可の申請データの再申請について

変更後に返戻された変更前の手続きは、再申請ができません。変更後の手続きで再作成いただき新規申請をお願いします。

◆ 取下げについて

令和4年9月13日以降は、変更前手続きに対する申請取り下げができなくなります。ご注意ください。

※ 変更にともなう申請様式や入力内容の変更はありません。

※ 変更後の手続きによる申請の事務処理は、令和4年9月20日から開始します。

※ 市販の労務管理ソフトをご利用の場合は、ソフトの案内に従ってバージョンアップ等の対応をお願いします。

詳細は、下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

令和4年10月から一部の届書様式が変更となります

◆ 法改正や処理方式の見直しを行うため、令和4年10月から一部の届書様式が変更となります。

<対象届書>

- ・ 育児休業等取得者申出書／終了届
- ・ 適用事業所名称／所在地変更届
- ・ 新規適用届
- ・ 任意適用申請書

- ・ 保険料口座振替納付（変更）申出書
- ・ 産前産後休業取得者申出書／変更届
- ・ 事業所関係変更届
- ・ 適用事業所全喪届
- ・ 任意適用取消申請書

◆ 新しい届書様式の詳細は、令和4年9月中旬に日本年金機構ホームページへ掲載します。

※ 様式変更対象の届書を令和4年10月以降に提出される場合は、変更後の届書様式を使用するようお願いします。

従業員に「標準報酬月額」の通知をお願いします

日本年金機構では、事業主の皆さまから提出された「資格取得届」、「算定基礎届」、「月額変更届」等により被保険者（従業員）の「標準報酬月額」を決定します。

決定した「標準報酬月額」は、「標準報酬月額決定（改定）通知書」等により事業主の皆さまにお知らせしております。

標準報酬月額は、毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎となる重要な情報です。

通知書を受けた事業主の皆さまから被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

また、給与から標準報酬月額にかかる保険料を、賞与から標準賞与額にかかる保険料を控除するときは、その控除額を被保険者（従業員）に必ずお知らせください。

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご利用ください。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>